主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

かりに、上告人が所論天幕について買取請求権を有するとしても、それがため、 上告人は本件家屋を留置しうべきものではない。(昭和二九年一月一四日第一小法 廷判決、民集八巻一六頁参照)。だから、右留置権の存在を主張する上告人の所論 は理由なきこと明白であり、論旨は採用し難い。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

保				島	裁判長裁判官
介		又	村	河	裁判官
Ξ		俊	林	小	裁判官
郎	太	善善	村	本	裁判官